

【第4弾・追加募集】山口市省エネ機器等導入応援補助金(Q&A)

【事業の目的】

Q1.	この補助金は、どのような目的に対する事業ですか。
A1.	本補助金は、電力等のエネルギー価格高騰等の影響を受けている市内で事業を営む事業者を対象に、省エネ機器や低燃費タイヤの導入に係る経費の一部を補助することで、事業継続や経営の安定化を図るとともに、地域脱炭素の取組を促進することを目的としています。

【補助対象者】

Q2.	この補助金の対象者を教えてください。
A2.	本補助金は、市内に店舗又は事務所を有することを前提とし、中小企業基本法に基づく「中小企業者」、「小規模企業者」のほか、市民生活と関わりのある下記の様々な業種を対象としております。 ・ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 ・ 医療法第39条に規定する医療法人 ・ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団 ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

Q3.	個人事業主は対象となりますか。
A3.	開業届を提出している方、又は所得税の確定申告により事業収入を申告している方は対象となります。

Q4.	フリーランスで活動しているが、対象となりますか。
A4.	上記A3. の個人事業主に該当する方は対象となります。

Q5.	介護施設や病院は対象となりますか。
A5.	医療法人や医師、歯科医師、社会福祉法人の事業者も対象となります。

Q6.	店舗・事務所が市内にありますが、本社が市外の場合は対象となりますか。
A6.	市内に事業所を有し、その施設における事業であれば対象となります。

Q7.	これから創業する人は対象となりますか。
A7.	申請時点において、1年以上継続して事業を行っていることが要件となるため、対象になりません。

Q8.	個人事業の引継ぎを受けて開業してから1年未満の場合は、対象となりますか。
A8.	個人事業の開業届書、廃業届書及び確定申告書等により、事業を引き継いだことや、引き継いだ事業が1年以上継続していることを確認できる場合は対象になります。

【対象要件】

Q9.	対象となる「店舗」「事務所」とはどのようなものですか。
A9.	事業のために所有又は賃貸借している専有施設において、店舗名(屋号)を掲げ、常設的に事業を行っているものです。

Q10.	対象外となる「店舗」「事務所」とはどのようなものですか。
A10.	住宅併用の店舗・事務所で出入口が同一の場合は、対象になりません。ただし、店舗部分と住宅部分が明確に分かれている場合は、審査の上、対象となる場合があります。

Q11.	複数店舗の整備をしたいと考えていますが、1店舗毎に、それぞれ申請ができますか。
A11.	市内に所在する複数店舗の整備は可能ですが、1事業者当たり1回限りの申請となるため、まとめた申請となります。

Q12.	これから新規営業予定の店舗の整備をしたいのですが、補助金の対象となりますか。
A12.	対象になりません。 新たに設置する予定の店舗、事務所等に係る経費は補助の対象になりません。事業を実施する店舗、事務所等は申請日時点で開業(営業)している必要があります。

Q13.	現在店舗を休業中ですが、補助金の対象となりますか。
A13.	休業中の店舗等は補助の対象になりません。 申請日時点で1年以上継続して事業活動を行い、店舗等を営業している必要があります。

Q14.	申請は、1事業者当たり1回限りとなっていますが、本店と支店がある場合の取り扱いはどうなりますか。
A14.	1事業者当たり1回限りの申請となっていますので、複数の店舗・事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q15.	大企業の支店や営業所は対象となりますか。
A15.	大企業(みなし大企業を含む)は、対象外となっています。 A2. の市内で事業を営んでいる中小・小規模事業者・個人事業主・団体等が対象となります。

Q16.	工場や作業所は対象となりますか。
A16.	本補助金の目的に沿った事業であれば対象となります。

Q17.	フランチャイズのコンビニも対象となりますか。
A17.	フランチャイズも対象事業者に該当すれば対象となります。 (全国チェーンの直営店舗は対象外です)

Q18.	売上の減少等の要件は設けられていますか。
A18.	本補助金の目的は、これからの事業活動への支援のため、売上減少の要件は設けていません。

Q19.	補助対象事業が完了する日(令和8年1月31日)までの期日にどのような状態であればよいのですか。
A19.	令和8年1月31日までに納品・支払いを終えたものが対象となります。 また、補助対象事業完了から30日以内、又は、令和8年2月13日のいずれか早い日までに実績報告書の提出をお願いします。

【補助対象となる経費について】

Q20.	消費税は対象となりますか。
A20.	補助対象経費は「消費税及び地方消費税額」を除いた額となります。 申請書の記載欄に税込み金額と補助対象経費となる税抜き金額を記載していただきます。

Q21.	どのような経費が対象となりますか。
A21.	購入費用及び据付工事等に係る設置費用、タイヤの装着費用、機器やタイヤの更新に伴う、既存機器・タイヤの撤去・処分に係る費用(リサイクル料金を除く)が対象となります。

Q22.	省エネ機器をリース、レンタルする場合は、補助の対象となりますか。
A22.	補助の対象になりません。

Q23.	中古品は、補助の対象となりますか。
A23.	補助の対象になりません。

Q24.	申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
A24.	自社内部の取引による経費については、対象になりません。 他の市内事業者に発注した経費については対象となります。

Q25.	省エネ機器はどのような製品が対象になりますか。
A25.	エアコン、LED照明機器、冷凍・冷蔵庫、温水機器(ガス・石油)・エコキュート、LED電球、ショーケース、複写機・複合機・プリンター、ガス調理機器のいずれかの機器で、トップランナー基準を満たす(最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上(省エネ性マークが緑色)の製品)機器が対象となります。

Q26.	省エネ機器の省エネ性能(省エネ基準達成率 100%以上)はどのように確認すれば良いですか。
A26.	購入する店舗又は事業所で確認、もしくは「省エネ型製品情報サイト」 https://seihinjyoho.go.jp で確認してください。

Q27.	省エネ機器ではあるが、「省エネ型製品情報サイト」 https://seihinjyoho.go.jp に掲載されていない場合はどうしたら良いですか。
A27.	メーカー又は販売店に確認いただき、ウェブサイトに掲載しております「省エネ性能証明書」又は任意の様式で構いませんので証明書をご提出ください。

Q28.	低燃費タイヤの導入については、どのような車両に取付けるものが対象になりますか。
A28.	補助対象となる車両は、以下の全てに該当するものです。 ①自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用となっている車両、又は自動車運転代行業において随伴用自動車として使用する車両 ②自動車検査証において、使用者の氏名又は名称が補助申請者である車両 ③自動車検査証において、使用の本拠の位置が山口市内である車両

Q29.	補助対象となる低燃費タイヤはどのようなタイヤですか。 また、どのように確認すれば良いですか。
A29.	補助対象となるタイヤは、以下の2つのいずれかに該当するタイヤです。 ①一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤ ②各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるタイヤ ①については、購入する店舗や事業所、②については、商品名と型式が分かるタイヤメーカーのカタログをご準備の上、山口商工会議所へお問い合わせください。

Q30.	購入・設置等は市内事業者となっていますが、市内の量販店やホームセンターで本社が市外にある店舗で購入したものは対象となりますか。
A30.	対象になりません。市内に本社・本店所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主の店舗で購入・設置等したものが対象となります。

Q31.	令和8年1月31日までの納品や工事完了が必要です。また、支払いは令和8年1月31日以降でも対象となりますか。
A31.	令和8年1月31日までに補助対象事業(納品・工事)が完了し、支払い済の事業が対象となります。

Q32.	クレジットカード払いは可能ですか。
A32.	カード払いは可能です。ただし、令和8年1月31日までに銀行口座からの引き落としが確認できたものが対象となります。また、支払いを証する書類として以下の①～③の資料が全て必要です。 ① 請求書等(請求元、内容、請求額の記載があるもの) ② カード会社からの明細 ③ 銀行口座からの引き落としが確認できる書類(通帳のコピー等)

Q33.	指定管理を受けている公的な施設に備品を設置する場合、対象となりますか。
A33.	対象になりません。公的な施設の運営・管理は、それぞれの施設設置者において対策を講じるものであるため、対象になりません。

Q34.	支払いを確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能ですか。
A34.	対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象とは認められません。再発行などで対応してください。

Q35.	複写機や複合機の「再生機」は、補助の対象となりますか。
A35.	使用済み商品を所定の基準でリユースした、いわゆる「再生機」については、メーカーが新品同様の品質を保証し、その性能がトップランナー基準を満たすことを証明できる場合は、補助の対象となります。

【申請について】

Q36.	申請にはどのようなものが必要ですか。 申請書類等は、どこで入手できますか。
A36.	申請様式や必要書類については、山口市・山口商工会議所のウェブサイトからダウンロードが可能です。 また、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会にて配布しています。 お問い合わせ先は、山口商工会議所(083-925-2300)となります。

Q37.	履歴事項全部証明書や市税の滞納の無いことの証明書の有効期限はありますか。また、コピー等の写しでも可能ですか。
A37.	履歴事項全部証明書や市税の滞納の無いことの証明書は申請日以前3か月以内に取得したものを提出してください。 履歴事項全部証明書は事業実態の確認のための書類の一つですのでコピー等の写しで構いませんが、市税の滞納の無いことの証明書は本証明書のみをもって納税確認をするため原本の提出をお願いします。

Q38.	申請は先着順ですか。
A38.	予算の範囲内において、先着順で申請を受付けます。 受理した申請は、随時審査・交付決定を行います。 なお、予算の範囲内で受付及び審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は募集期間中であっても募集を終了します。

Q39.	複数の省エネ機器（例：エアコンと照明機器）を導入する場合も申請することは可能ですか。
A39.	複数の省エネ機器の導入する場合も申請することは可能です。 ただし、補助金額については、合わせて30万円が上限となります。

Q40.	省エネ機器と低燃費タイヤの導入を組み合わせる申請することは可能ですか。
A40.	省エネ機器と低燃費タイヤの導入を組み合わせる申請することは可能です。 ただし、補助金額については、省エネ機器の導入分と低燃費タイヤの導入分の補助金額を合わせて30万円が上限となります。

Q41.	審査はどのように行いますか。
A41.	募集期間内において、受理した申請について、随時審査を行い、交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

Q42.	機器・タイヤの導入や設置工事はいつからできるのですか。
A42.	購入や工事着手は、交付決定日以降としてください。 なお、交付決定の通知は、申請書の提出から概ね2週間以内に行います。

Q43.	この制度が始まる前に、省エネ機器や低燃費タイヤを導入した経費は、対象となりますか。
A43.	本補助金については、本補助金の交付決定を受けた日から着手して、令和8年1月31日までに完了した補助対象事業が対象となるため、この制度が始まる前に導入した経費については対象になりません。

Q44.	契約書は必要ですか。
A44.	契約書がなくても、領収書に発注先や品目（製品名、型番等）、数量、単価、消費税が明記されていれば領収書で構いません。なお、「〇〇の設置費として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは確認ができないため、その場合は、契約書等の内訳が分かる書類が必要となります。

Q45.	領収書はコピーでも構いませんか。
A45.	コピーでも構いません。領収書は、発注先や事業内容、対象経費と対象外経費が分かるものを提出してください。

Q46.	補助対象事業完了後に補助金はいつ入金されますか。
A46.	補助対象事業完了後、実績報告書を提出していただき、最終的な補助金額の確定を行った後、2週間程度でお支払います。